

スマートメーター導入に伴う 売電用メーターの取扱い変更について

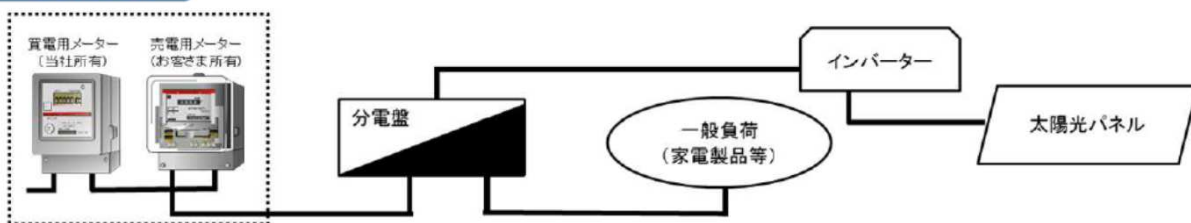
現在、太陽光発電設備等について当社の系統へ連系する場合、太陽光発電設備等を設置するお客さまに電力受給に使用する売電用メーターのご準備および設置をお願いしております。

当社ではスマートメーターの導入を順次進めておりますが、平成27年10月より太陽光発電設備等からの発電量の計量については、スマートメーターの双方向計量機能※を活用することといたしますので、取扱いの変更内容や適用開始時期等についてお知らせいたします。

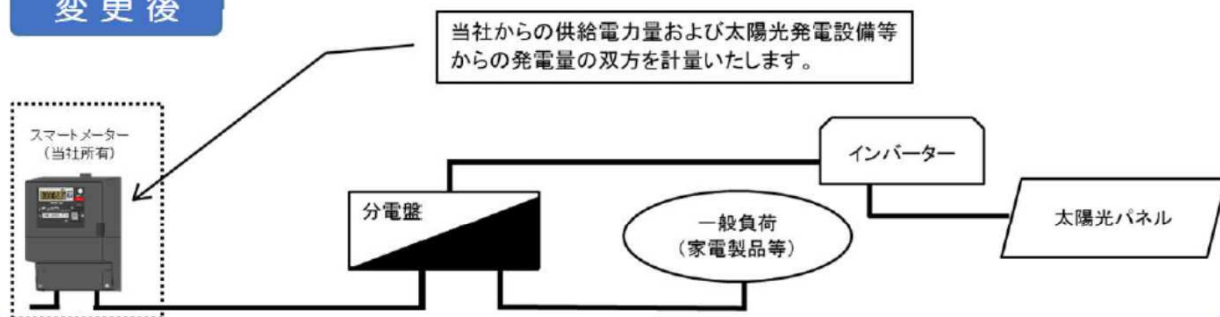
※1つのメーターで当社からの供給電力量、太陽光発電設備等からの発電量の双方を計量することができる機能

今後のメーター取付イメージ

変更前



変更後



※取扱いの変更後、当社スマートメーターの保守保安・維持管理は当社にて行ないます。

取扱い変更内容

	変更前	変更後
太陽光等新設時 (新規取付(取替)時)	お客さまにて売電用メーターを取付(取替)	当社スマートメーターを取付(取替) ^{※1}
既設売電用メーターの 検定有効期間満了時	お客さまにて売電用メーターを取替	当社にて売電用メーターを スマートメーターへ取替 ^{※2}

※1 申込み内容により計器費用を受領する場合がございます。詳細については次ページをご参照願います。また、スマートメーターの設置場所はお客さまにてご準備していただきます。

※2 売電用メーターと買電用メーターの検定有効期限の満了年月を見比べ、どちらか早い検定有効期間の満了年月に合わせて当社よりお客さまへご連絡のうえ、買電用メーターをスマートメーターへ取替いたします。なお、買電用メーターは屋側配線の張替え等、工事動機を捉え、お客さまにて取外をお願いいたします。

適用開始日

新設：平成27年10月1日（木）の新規のお申込み分よりスマートメーターの設置を開始いたします。
既設：売電用メーターの検定有効期間が平成27年10月以降のご契約より、順次スマートメーターの設置を開始いたします。

対象

低圧で系統連系するものが対象となります。
(高圧・特別高圧は対象外です。)

費用

スマートメーターでの発電電力量の計量にあたり、①電気の供給契約の契約容量で選定した計器容量と②発電設備の最大受電電力で選定した計器容量を見比べ、②が①を上回る場合は、①と②の計器の差額費用について工事着手前に申し受けます。

計器容量	費用請求	備考
①<②	有	電気の供給契約が定額電灯の場合は全額負担いただきます。
①≥②	無	計器費用については申し受けません。

申込書

平成27年10月以降、これまでの単線結線図が変更となります。
変更後の単線結線図については、今後当社ホームページに掲載いたします。

ご留意点

①スマートメーターの手配ができない場合

- ・現在スマートメーターの導入を順次進めておりますが、ご契約内容等によっては、スマートメーターの手配ができない場合があります。
(現在、変成器付計器やタイムスイッチを設置している個所等へのスマートメーターの設置)
上記のような場合は、これまで同様に、お客さまにて売電用メーターを取付けていただく必要がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

②スマートメーターの手配に時間がかかる申込みについて

- ・スマートメーターの種類によっては、お申込みいただいてから当社でのスマートメーターの手配に数ヶ月程度時間を要する場合があります。
お申込みにあたっては、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。

東北電力ネットワーク株式会社 ネットワークサービスセンター系統連系2



住所：〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

電話番号：0570-783501 FAX番号：0570-000596

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～31日、1月2日～3日は除く)

メールアドレス：s.jukyu33.nk@tohoku-epco.co.jp

